

船穂卓球スポーツ少年団【規約】

第1章 総則

(名称)

第1条 本卓球クラブは、船穂卓球スポーツ少年団（以下「本団」という）と称す。

(所在地)

第2条 本団の事務局は団長宅におく。

(目的)

第3条 本団は日本スポーツ少年団の目的に従い、卓球というスポーツを通じて青少年の健全育成を図ると共に、子どもから高齢者まで地域に住むすべての住民を包含したスポーツの大衆化を目的とする。

(活動)

第4条 本団は前条の目的を達成するために倉敷市船穂武道館を活動場所とし、水曜日と金曜日の19時から21時までと日曜日の13時から17時までを練習時間とする。その他、目的達成のために各種の卓球大会への参加を行うものとする。

第2章 団員等

(構成)

第5条 本団は次の会員をもって構成する。
(1) 卓球の指導を受ける者（以下「団員」という）。
(2) 団員の指導をする者（以下「指導者」という）。
(3) その他、本団の目的を理解し協力する者で団長が許可した者。

(団への加入登録)

第6条 本団への加入登録は本団所定用紙にて行う。加入登録にあたっては日本卓球協会（ゼッケン）及び日本スポーツ少年団加盟登録料を納入するものとする。

(有効期限)

第7条 加入登録有効期間は加入の申し込みを受けた日からその年度末日までとし、毎年度これを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

(団の登録)

第8条 本団は第6条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、日本スポーツ少年団所定登録用紙により団として倉敷市スポーツ少年団に所定の登録料を添え、団の登録を行うものとする。

(団長とその権限)

第9条 団長は本団を代表し、団務を統括する。

(団員の権利と義務)

第10条 団員は本団の活動に自由に参加できる権利を有し、会費などを納入する義務を有する。

(会費)

第11条 本団団員の会費は毎月第1日曜日に月額1,500円として納入する。

附則

- 1 本規約は、平成23年8月26日より施行する。
- 2 本規約第11条は、平成28年4月1日に改正。

細則

- 1 本団が認定員資格を保有する指導者の登録を必要とする場合、受講料及び登録料等の費用は本団が負担するものとする。